

平成23年度から国民健康保険税の課税限度額が変わります

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額（課税の上限額）に変更がありましたのでお知らせします。

●国民健康保険税の課税限度額

区 分	基礎課税額（医療分）	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額	計（年税額）
現 行	50万円	13万円	10万円	73万円
改正後（平成23年4月）	51万円	14万円	12万円	77万円

※国民健康保険税額が改正前の限度額に達していない世帯は、今回の変更による税額の影響はありません。

※今回の改正により影響を受ける所得階層については、家族構成や年齢により異なりますので、詳しくは村役場健康福祉課へお尋ねください。